



JGAP 技術レター 2015 年 3 月号

JGAP 技術レターについて

目的：JGAP 指導員および JGAP 審査員の皆さんが、JGAP の基準の解釈について共通認識を持っていただくため、また基準の最新情報を周知するために発行するものです。

発行：年 4 回程度発行予定です。適した話題がない場合は、発行しないこともあります。

内容：日本 GAP 協会に寄せられた JGAP に関する質問や疑問について、日本 GAP 協会の公式見解をお伝えするものです。また、基準書の改訂内容や改訂の進捗などについても説明する予定です。

前回に引き続き、日本 GAP 協会にお寄せいただいた質問を Q&A 形式でお伝えします。

Q1：伊予柑やデコポンなど 5 種類ほどの柑橘を栽培しています。この度 JA の伊予柑部会で JGAP 団体認証を取ろうという話になりました。JGAP 品目名では伊予柑やデコポンなどはすべて「かんきつ」になりますが、認証対象でない伊予柑などは並行生産になってしまうのでしょうか。

A1：JGAP では同一農場の一元的管理を実施しているエリア内で、同一品目について、JGAP 審査・認証の対象となる農産物と非対象の農産物を一緒に生産することを認めていません。ご相談の件では、認証対象である伊予柑も非対象のデコポンも「かんきつ」という同一品目になってしまいます。この場合、認証書の表記を「かんきつ（伊予柑）」とすることで認証範囲を制限することが可能です。柑橘類の場合、以前は伊予柑、清見、ぽんかんなどの品種名が認証書に記載される品目名となっていました。際限がなく煩雑と言うことから「みかん」と「かんきつ」に品目名を整理した経緯があるため今回の措置は「かんきつ」特有の救済措置となります。他の品目において同様の措置を希望される場合は日本 GAP 協会にご相談下さい。

Q2：土壌燻蒸剤トラクターのアタッチメント等に土壌燻蒸剤を取り付けたまま使用を中断し、翌日また作業を再開したい場合、土壌燻蒸剤を取り付けた機器の保管方法はどのようにする必要がありますでしょうか。

A2：燻蒸剤のメーカーに確認しましたところ、一旦はずしてキャップを閉めて農薬保管庫にしまって欲しいとのことでした。農薬成分によっては腐食性の高いものもあり、つけっぱなしだと機器が傷んでしまうものがあります。

----- 一般財団法人 日本 GAP 協会 -----

〒101-0041 東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所ビル 4 階

TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113

Q3：JGAP 茶 2012 の 3.4.2①では、商品回収手順の作成について、“影響がある出荷先及び関係機関（保健所、農林事務所、JA 等）への連絡と相談” とあります。当農場は荒茶が商品で、消費者向けの仕上茶は販売していませんが、茶商以外の保健所等にも連絡・相談する手順が必要でしょうか？

A3：「影響がある出荷先及び関係機関」とありますが、問題発生時に全ての関係機関に連絡・相談するのではなく、影響がある関係機関のみに連絡・相談すればよいということです。例えば消費者向け出荷で残留農薬基準違反が発覚した場合は保健所に連絡・相談する必要があります。

保健所への報告義務があるのは消費者への販売を担当している者であり、お茶の場合言えば茶商が該当します。そのため仕上げ工程があり消費者への販売を行っている団体・農場は保健所への連絡・相談する手順が必要ですが、仕上げ工程がない団体・農場は保健所への連絡・相談する手順は必須ではありません。

Q4：総合規則 2014 では一人の内部監査員が管理下における内部監査補佐役が 2 名までという制限が撤廃されました。発効日の 2015 年 4 月 1 日以前の内部監査では内部監査補佐役は 2 名までの制限が生きていますか。（総合規則 2014 11.10）

A4：2015 年 4 月 1 日以降に審査が行われる分の内部監査でしたら一人の内部監査員が管理下における内部監査補佐役は 3 名以上でもかまいません。但し、総合規則 2014 11.10(2)の注記にあるように、内部監査員による教育・訓練の記録、及び内部監査補佐役の実施した監査報告書を内部監査員が検証した記録を残しておく必要があります。

Q5：施肥量削減とコスト削減のために茶園に石灰窒素を使用する予定です。散布記録は肥料として記帳すればよろしいのでしょうか。また、青果物・穀物では、他の肥料等と区別して保管（重要）、できれば農薬と同等の保管（努力）を要求していますが、茶園に使用する石灰窒素もその必要性がありますか？

A5：石灰窒素は肥料登録と農薬登録の両方があります。茶は石灰窒素の農薬登録の適用作物ではないため農薬としては使えません。通常の農薬は適用がある作物にしか使用できませんが、石灰窒素の場合は適用のない作物に対しても肥料効果や土作り効果を期待して使用することは可能です（農林水産省、石灰窒素工業会に確認済み）。茶園に肥料効果を期待して使用するため散布記録は肥料として記帳して下さい。

茶における石灰窒素の保管は管理点 5.4.1、5.4.2、5.4.3 が適合していれば十分です。石灰窒素自体は危険物でも消火活動阻害物質でもありませんが、石灰窒素の成分であるカルシウムシアナミドが水に接触すると発熱して可燃性・引火性のアンモニアガスやエチレンガスを発生します。また、経口・経皮・吸入に対して急性毒性があり取扱いに注意が必要です。肥料袋の表示事項にも“吸湿性があるため、防水に留意し、雨漏れ、浸水等の恐れのない場所に保管すること”と記載されています。これ

----- 一般財団法人 日本 GAP 協会 -----

〒101-0041 東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所ビル 4 階

TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113

らのことから、どれが石灰窒素か分かりやすく保管することを青果物や穀物では求めています。他の肥料とは別な場所に置くとか、接触してはいけないということではありません。また、農薬と同等の保管についてはいたずらや誤使用による事故の防止が目的です。但し茶は石灰窒素の農薬登録の適用作物ではないため他の農薬と一緒に農薬保管庫に入れるのは望ましくありません。現在、茶には農薬と同等の保管管理をするという管理点はないため不適合とすることはできませんが、茶農場でもいたずらや誤使用による事故が考えられますので、鍵がかかる保管庫で保管する等が推奨されます。

次の JGAP2015 の開発は青果物・穀物・茶の同時開発を行い、共通管理点を設置いたしますので、基準書間の不整合は解消される予定です。



----- 一般財団法人 日本 GAP 協会 -----

〒101-0041 東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所ビル 4 階
TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113